# 第25期 第23回

# 北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和７年４月25日

至　令和７年４月25日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

# 第25期 第23回 北広島市農業委員会総会議事録

令和7年4月25日（金）16時00分、第23回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程

日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　報告第1号　農地転用事業完了による専決処分について
日程第4　報告第2号　現況証明願による専決処分について
日程第5　報告第3号　賃貸借の合意解約について
日程第5　議案第1号　現況証明願について
日程第6　議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7　議案第3号　現地調査委員の決定について
日程第8　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　2番　安宅　一夫　委員　3番　山田　智美　委員
4番　宮北　輝　委員　5番　佐々木　珠惠　委員　6番　佐藤　芳之介　委員
7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　事務局出席者　事務局長　柴　清文　事務局次長　山田　孝博　主査　佐野　央馬
主査　新川　吾郎　主任　石川　正人　主事　河野　うらら

（開会宣言　16時00分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により3番　山田委員、4番　宮北委員、以上2名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和7年4月25日、本日1日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日1日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第1号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第1号農地転用事業完了による専決処分についてご説明いたします。

今回は4件の報告がございます。

番号1、転用地は　○○　の1筆で、面積は204㎡であり、　○○　氏にて、砂利運搬路のため、令和6年6月28日に一時転用が許可され、令和7年3月28日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出があったものです。

番号2、転用地は　○○　の2筆で、合計面積は1,139㎡であり、　○○　氏にて、砂利採取及び農地改良のため、令和6年8月26日に一時転用が許可され、令和6年11月20日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出があったものです。

番号3、転用地は　○○　の1筆で、面積は871.11㎡であり、　○○　氏にて、工事仮設事務所設置等のため、令和6年10月17日に一時転用が許可され、令和7年3月31日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出があったものです。

番号4、転用地は　○○　の5筆で、面積は655㎡であり、　○○　氏にて、工事仮設事務所設置等のため、令和6年11月18日に一時転用が許可され、令和7年2月10日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出があったものです。

それぞれ、令和7年4月18日に、山田委員、佐藤委員、田村委員の3名にて現地査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、山田委員長より調査結果の報告をお願い致します。

山 田 委 員　令和7年4月18日、転用事業完了による現地調査を、佐藤委員、田村委員、私の3名で実施いたしましたので、結果についてご報告いたします。

番号1　　○○　氏から転用完了報告のあった土地ですが、砂利運搬路を目的とし、農地法第5条許可を受けた転用事業について、完了報告を受け調査したものです。

現地の状況は、事業計画のとおり完了していることを確認しましたので、報告のとおり、転用事業完了と認めました。

番号2　同じく　○○　氏から転用完了報告のあった土地ですが、砂利採取及び農地改良を目的とし、農地法第5条許可を受けた転用事業について、完了報告を受け調査したものです。

現地の状況は、事業計画のとおり完了していることを確認しましたので、報告のとおり、転用事業完了と認めました。

番号3　　○○　氏から転用完了報告のあった土地ですが、音江別川橋補修工事に伴う仮設事務所等の設置を目的とし、農地法第5条許可を受けた転用事業について、完了報告を受け調査したものです。

現地の状況は、事業計画のとおり完了していることを確認しましたので、報告のとおり、転用事業完了と認めました。

番号4　　○○　氏から転用完了報告のあった土地ですが、共和橋補修工事に伴う仮設事務所等の設置を目的とし、農地法第5条許可を受けた転用事業について、完了報告を受け調

査したものです。
　現地の状況は、事業計画のとおり完了していることを確認しましたので、報告のとおり、転用事業完了と認めました。
　以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 1 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 1 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 4：報告第 2 号「現況証明願による専決処分について」＞

議　　長　報告第 2 号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第 2 号　現況証明願による専決処分についてご説明いたします。
　今回は 1 件の願出が出されております。
　番号 1、場所は　○○　の 1 筆で、　○○　線に近接した面積は 484 ㎡の土地で、願出人は　○○　氏、所有者は　○○　氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和 7 年 4 月 14 日に事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 5：報告第 3 号「賃貸借の合意解約について」＞

議　　長　報告第 3 号「賃貸借の合意解約について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第 3 号　賃貸借の合意解約についてご説明いたします。
　今回は 1 件の報告が出されております。
　番号 1、場所は　○○　の 3 筆で、面積は 42,606 ㎡です。借主は　○○　氏、貸主は○○　氏であります。借主は一般法人であり、解除条件付きの賃貸借が許可された案件ですが、令和 7 年 4 月 5 日に合意解約が成立し報告を受けております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。塚本委員どうぞ。

塚 本 委 員　確認ですが、いちごが植わっていたところでしょうか。

事　務　局　おっしゃる通りでございます。去年、いちご狩りを実施していたところでございます。議案第 2 号にも関連するところですが、いちご狩りを実施するよう調整しているところでございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。
（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 3 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 3 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 6：議案第 1 号「現況証明願について」＞

議　　長　議案第 1 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願

いいたします。

事　務　局　議案第１号　現況証明願について提案理由を説明いたします。

今回は１件の願出が出されております。

番号1、願出地は　○○　の１筆で、面積は3,698㎡であります。願出人は、　○○　氏であり、願出目的は、地目変更登記のためであります。令和７年４月 18 日に山田委員、佐藤委員、田村委員の３名にて現地査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、山田委員長より調査結果の報告をお願い致します。

山 田 委 員　令和７年４月 18 日、現況証明願による現地調査を佐藤委員、田村委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、所有者　○○　氏による願出でございますが、場所は　○○　地区で、　○○　線と　○○　線の交差点から約120m南側に位置する土地です。

この土地の現況は、相当年数耕作されておらず、土地の形状や周囲の状況などから農地性は低いと判断したことから、「非農地」と認定いたしました。

以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 1 号は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定いたしました。

**＜日程第７：議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」＞**

議　　長　議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第 2 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について、提案理由をご説明いたします。

今回は、１件の申請が出されております。

番号1、申請地は　○○　の３筆で、合計面積は6,675.2㎡であり、貸主は　○○　氏であり、借主は　○○　氏であります。権利移転の内容は、いちご狩り等農産物直販の来場者駐車場の設置に伴う一時転用であり、転用期間は許可日から令和７年10月 31 日までとなっております。報告第３号で審議いただいた　○○　氏が前年まで行っていた転用事業と同様の案件となりますが、　○○　氏については農地の部分の賃貸借の申請の調整を進めているというところで、そちらについては翌月以降の案件になるかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局次長　○○　氏についてですが、過去に　○○　また、その前は　○○　この２社で実際の現場責任者ということで農業をされていました。それぞれの会社の中で事情があり、　○○　を撤退して、その後　○○　の社員として入ってきて、その後　○○　も撤退するということで、　○○　氏としてはずっと現場を担当してきた身として継続したいということでした。今回、実際にご自身の会社を起業しまして、　○○　氏と賃貸の調整をしているというところでございます。実際には、昨年のいちご狩りが全て終わり他の作物を営農しておりましたが、その間に撤退の話しがでてきていた中でいちごの苗を植えていたというところもありまして、継続したい意向があり今回の法人化に至ったことを伺っております。また、　○○　氏としてはできれば売買をしたいという話が農業員会に寄せられておりましたが、今回○○　氏との話の中で今のいちごがあるのはやむを得ないということで、賃貸することで今後申請が調整される予定でございます。その前の段階として、５条申請でいちご狩りをするためには、北海道の許可が必要になるため先行して申請に上がったという内容になっており

ます。以上です。

議　　長　ここで暫時休憩に入ります。

（休憩）

議　　長　休憩を解き再開いたします。質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第２号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第２号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第８：議案第３号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第３号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第５条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として４番　宮北委員、１番　茶木委員、推進委員の調査委員として塚本委員、調査補充委員として、農業委員は２番　安宅委員、推進委員は森越委員を指名いたします。

＜日程第９：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。私から３点ご報告させていただきます。まず１点目、次回の第24回農業委員会総会につきましては、令和７年５月27日火曜日、午後３時30分から北広島市役所３階3D会議室で予定をしております。２点目、会長と事務局の動静報告についてでございます。５月25日ですが、先ほどご報告いたしました第24回農業委員会総会、28日から29日の２日間で北海道選出国会議員要請集会並びに、令和７年度全国農業委員会会長大会がございまして、会長と事務局次長が東京で要請活動等行う予定となっております。

続きまして３点目、次回の現地調査委員会の日程につきましては、５月15日木曜日、午後１時00分を集合予定としておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からの報告は以上です。

議　　長　皆様から何かございませんか。安宅委員どうぞ。

安宅委員　先日、竹山高原にバターのいとこという人気のあるお菓子屋さんの工場ができるという報道を見ました。それに、温泉や牧場も併設される予定とありましたが、そのことに関して事務局で何か情報があれば教えてください。

事務局次長　現時点で知っている情報としましては、バターのいとこを運営している会社がすでに竹山高原温泉の所有権を取得しており、温泉事業をしている状況です。その中で、事業を展開していきたいという話しが昨年に一度ございました。それ以降、何も相談がない状態で新聞報道が出ており、都市計画課も絡んできますのでこちらから照会をかけている最中です。市へ具体的な相談がきていたわけではなく、恐らく代表としての思いが新聞報道の中では形が変わってしまい、決まったかのような報道になっているのではないかという回答が、都市計画課からきているところでございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。なければ以上をもちまして第23回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　16　時 50　分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名